

新山小学校いじめ防止基本方針

【令和5年4月1日改訂】

【いじめに対する基本的な考え】

『いじめ』は、被害者はもちろん、加害者にとっても辛く悲惨なものであることを全職員共通認識し、「いじめは決して許されないこと」といった基本姿勢を全校児童と保護者に伝えていく。そのため、全職員が「いじめ防止対策推進法第2条」をはじめ、文部科学省、秋田県、由利本荘市の基本方針を理解するとともに、その未然防止に関わる研修会等を通じて、全校児童が安心して学校生活を送ることができる取り組みや活動について共通理解し共通実践につなげていく。

【いじめ防止対策委員】

校長、教頭、教務主任、研究主任、生徒指導主事、学年主任、特別支援教育主任、道徳主任、特別活動主任、養護教諭、(必要に応じて)スクールカウンセラー(S C)、スクールソーシャルワーカー(S S W)

【いじめの防止】

- ① いじめについての具体的な行為(仲間はずれ、無視、暴力、恐喝、悪口など)について児童や保護者に示し、それは卑怯な行為であり、また、人間として恥ずかしい行為であることも明確に伝えていく。
- ② 全職員で「いじめ防止プログラム」の内容を共通理解し、学年部間や道徳主任、特活主任との連携を図りながら、その活動を各教科等において年間を通して計画的・系統的に取り入れる。
- ③ 情報モラル教育の推進に努め、情報ツールの適切な活用とインターネットのトラブル・危険回避について指導していく。
- ④ 各教科等の指導内容を人権教育の視点から見直して指導に当たり、自他の大切さを認め、互いを尊重し協働することができる子どもの育成に努める。
- ⑤ 日々の学校生活全般において、全職員が生徒指導の三機能(自己存在感の感受・共感的人間関係の育成・自己決定の場の提供、安全・安心な風土の醸成)を生かした指導を継続し、併せて授業改善に積極的に取り組む。

【早期発見】

- ① 学級担任と学年部職員、T T担当、養護教諭、支援員等で、一人一人の児童について観察しながら情報交換を行っていく。
- ② 日頃から児童との触れ合いを多くし、一人一人の表情やつぶやき、遊びのグループの様子等を注意深く観察していく。
- ③ 年4回の校内いじめアンケートを実施し、いじめの有無やその内容などの実態及び学級に対する満足度等について把握する。
- ④ 児童が不安や悩みを誰にでも気軽に相談できるように、職員全員が日頃から児童一人一人との信頼関係づくりに努める。

【いじめに対する措置】

- ① いじめの情報や気付きがあった場合は、すぐに学級担任や学年部の生徒指導担当者が中心となり、情報を集める。いじめの被害児童や加害児童、見聞きした児童、関係職員等から詳細な情報を聴き取り事実確認をする。
- ② 関係職員(校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、学級担任、養護教諭、関係機関等)で組織をつくり、情報を共有するとともに、役割分担をしながら指導・支援方法を検討・確認する。必要に応じていじめ防止対策委員会を開催し、共通理解を図ったり対応策を検討したりする。
- ③ 被害児童に対し、「全力で守る」ことを伝え、寄り添いながら励ますとともに、具体的な支援案を提示し選択させる。
- ④ 加害児童に対して事実関係を確認しながら全体状況を明らかにする。そして「いじめの行為は絶対に認められない」という毅然とした態度をとりながらも、加害児童の内面も受け止めていく。さらに、被害児童との関係修復に向けて自分ができることを考えるようにさせる。
- ⑤ いじめの事実を両保護者に伝え、今後の指導・支援について確認する。特に被害児童の保護者には、ニーズを聴きながら話し合う。また、指導の経過を随時報告しながら、家庭の協力を仰ぐ。

【保護者や地域との連携】

- ① 連絡帳等を通じて日常的に保護者から児童の様子について情報を得る。
- ② P T A校外指導部会で、地域における児童の様子や課題を話し合う。
- ③ 登下校巡視ボランティアの方や民生児童委員の方との情報交換会を定期的で開催し、学校運営協議会でその情報を共有していく。

【関係諸機関との連携】

- ① 警察や児童相談所と連携を図るため、生徒指導研究推進会議での情報交換の内容を全職員で共有する。
- ② 必要に応じて、S CやS S Wや医療機関、福祉機関等との連携を図る。